

第8回国立大学法人信州大学経営協議会議事要録(案)

日 時 平成17年11月17日(木) 14時45分～16時25分
場 所 事務局棟 5階 第一会議室
出席者 小宮山学長, 藤沢, 白井, 野村, 竹本 各理事
内田, 大和田, 坂本, 鹽野, 菅谷, 茅野 各委員
梶谷監事
欠席者 唐澤, 勝山 各理事
安川, 大崎 各委員
堀井監事

議事に先立ち, 学長から, 平成17年9月1日付けで新たに経営協議会の学外委員として就任した菅谷松本市長の紹介の後, 同委員からのあいさつがあった。

前回議事要録の確認

議長から, 第7回議事要録について諮り, 確認された。

議 題

1 学長選考会議委員の追加について

議長から, 経営協議会の学外委員を1人追加することについては前回(平成17年6月27日開催の第7回)の経営協議会で承認されており, 今回このことに連動して学長選考会議の学外委員についても1人追加することが本日開催された学長選考会議で承認された旨の報告の後, 総務課長から, 資料 1に基づき, 制定理由, 改正内容及び施行日等について説明があった。

引き続き, 議長から, この学長選考会議規程の一部改正を受けて, 同規程第3条第1号に規定する経営協議会から追加される学外委員については, 本日この経営協議会に出席されている菅谷委員を選出したい旨の発言があった後, 審議の結果, 承認された。

また, 議長から, 菅谷委員には次回学長選考会議から外部委員として出席願う旨の補足説明があった。

報告事項

1 平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果について

橋本副学長から, 資料 2に基づき, 平成17年8月16日に国立大学法人評価委員会より公表された平成16年度の年度計画達成状況における89国立大学法人と4大学共同利用機関法人に対する評価結果について, 次のとおり説明があった。

同評価委員会は, 評価の4項目(1.業務運営の改善・効率化, 2.財務内容の改善, 3.自己点検・評価及び情報提供, 4.その他業務運営に関する重要事項)について, A～Eの5段階の評価を行った。

本学に対する評価は、項目 1 は D、項目 2 は C、項目 3 は B、項目 4 は C であり、項目 1 の D の評価については、法科大学院設置に関して虚偽記載の問題があったためである。

93 法人のなかで E の評価があった法人はないが、1 項目でも D の評価があった法人は、本学を含め 16 法人あった。

引き続いて、委員から、このことについて次の発言があり、意見交換が行われた。

(発言要旨)

評価がどうであろうと信州大学は経営に真摯に取り組んでおり、非難するつもりはない。初心を貫くようがんばっていただきたい。

国立大学法人への転換に追われている状態から自立して欲しい。これは、意識の問題である。

2 平成 16 年度決算について

藤沢理事から、資料 3 に基づき、本学の平成 16 事業年度財務諸表については、文部科学大臣から平成 17 年 8 月 29 日付けで承認され、官報及び本学ホームページで公表している旨の報告があり、剰余金の努力認定については、今回の承認に含まれない旨の説明があった。

また、藤沢理事から、平成 16 事業年度財務諸表の承認に係る補足通知の内容を本学自身でどのように運営に活用するののかについて勉強会を行う旨の発言があった。

さらに、議長から、この剰余金については、全部現金が伴うわけではない旨の補足説明があった。

引き続いて、委員から、このことについて次の発言があり、意見交換が行われた。

(発言要旨)

剰余金の認識については、次の前回の議事要録の内容につくる。

- ・ 固定資産関係の損益金は、長期的見地からは 0 円になってしまう性格のものである。
- ・ 国立大学法人移行初年度の決算に特有の事情で利益として計上されたもの、及び執行残として次年度への執行が繰り越された結果として、当年度の利益として計上されたものは当期の利益として認識するべきではない。

前回の経営協議会の資料として出された財務諸表では、剰余金について誤解が生じるので、実際の利益の実態がわかるような補足資料が必要である。

信州大学の財務上の問題は、国立大学法人は歴史的に独特のものであるので、企業会計とは違う独特の方策を考えたらよいのではないか。

学長及び役員は信州大学全体でどのくらい財産があるのかまず認識することが大事である。また、それらは財産としてはっきり位置づけられるものであるのか、すぐには成果として目に見えないものであるのかを明確に分けて共通の認識事項として欲しい。

3 平成17年度学長裁量経費について

藤沢理事から、資料 4に基づき、平成17年度学長裁量経費について報告があった。

4 平成17年度学部長裁量経費について

藤沢理事から、資料 5に基づき、平成17年度学部長裁量経費について報告があった。

5 法科大学院について

藤沢理事から、前回（平成17年6月27日開催の第7回）の経営協議会後のこの問題の動向について、次のとおり報告があった。

法科大学院改善検討委員会を立ち上げ、現在までに3回開催している。

国立大学法人としてのリスク管理の面とコンプライアンスの立場から設置認可申請審査委員会を設置し、文部科学省等の学外への提出物についてその内容のチェック体制を構築した。

刊行物ワーキンググループを設置し、本学の刊行物について全学共通のチェック体制を構築した。

設置審関係については事実上の再審査が行われることになり、このための設置認可申請書類を文部科学省に提出した。設置審では、特別審査会、運営委員会及び分科会により詳細な検討が行われ、その結果によってこの問題の一定の方向性が出ることになる。

現在、法科大学院に係る学生の募集活動は自粛している。

引き続いて、委員から、このことについて次の発言があり、意見交換が行われた。

（発言要旨）

国立大学法人として学外へ提出するものについては、経営上の責任として、提出する目的を明確に整理した上でチェックして欲しい。

刊行物をチェックすることについては、学問の自由の問題もあるので、その点を留意して欲しい。

6 平成17年度会計監査人について

藤沢理事から、資料 6に基づき、平成17年度の本学会計監査人である中央青山監査法人に関する一連の不祥事について報告があり、本学としては金融庁における同監査法人に対する行政処分の決定までは、その動向をみまもる必要があると考えている旨の発言があった。

引き続いて、委員から、このことについて次の発言があり、意見交換が行われた。

（発言要旨）

中央青山監査法人に対して、信州大学としてこのことについては問題意識を持っている旨の意思表示をすべきである。

今後の対処として、中央青山監査法人からはこの問題についての報告書を提出させるべきである。

7 全学教育機構（組織図）について

議長から、本学の基礎教育を担う全学教育機構が平成18年4月1日に発足することとなり、同機構の組織についても確定した旨の報告の後、大島副学長から、資料7に基づき、全学教育機構の組織及び運営内容について説明があった。

8 平成18年度以降の事務組織について

竹本理事から、資料8に基づき、組織開発イニシアチブグループ等による組織業務改革の経過報告及び平成18年度以降の事務組織の新体制について説明があった。

また、竹本理事から、各課内の組織については、係単位をやめて5人程度ごとのグループ単位とする旨と合理化により輩出される30から40の人員については、強化する必要がある次の分野に配分する旨の報告があった。

「広報・情報」対応のため広報担当理事の下に独立したスタッフを配置する。

「コンプライアンス」対応のため内部監査室を設ける。

「労働安全衛生法」対応のため健康安全室の人員を増強する。

引き続いて、委員から、このことについて次の発言があり、意見交換が行われた。

（発言要旨）

器を作るだけでなく、新しい組織に対してどう魂を入れていくかであり、継続して改革に取り組んで欲しい。

内部監査室においては監事との役割分担を明確にすることが大事である。

学部事務についても簡素化及び効率化をさらに進めて欲しい。

経営の観点から数値目標を設定して数値管理を行い、目に見える形での改革の成果を出して欲しい。うまくいけばモデルケースになる。

学生サービスの強化及び研究資金を伴う地域連携等に対応する新しい組織体制は改革の選択的重点をよく示している。

9 平成17年度各種G P及び外部資金の採択状況について

学務課長から、資料9-1に基づき、今年度採択された2件（教育学部と工学部）のG Pについて報告があった。

続いて、白井理事から、資料9-2に基づき、今年度の主な共同研究費及び受託研究費について報告があった。

10 道路拡幅事業に伴う若里宿舎建設等経理について

施設環境部長から、資料10に基づき、道路拡幅事業に伴う若里宿舎建設等に係る経理について収支内容の報告があった。

11 その他

議長から、次回経営協議会の開催予定について、平成18年1月又は2月中に開催することが確認され、具体的な日程調整を行うこととなった。

以上